JAPAN Neko-Dasuke NETWORK

いのちにやさしいまちづくり

NEWS

[p-1]
2005 平成17年7月 Vol.26

発行／著作
NPO ねこだすけ
Tel.03-3350-6440
〒160-0016 東京都新宿区信濃町10
www.nekodasuke.net

お役所の 愛護動物ご担当窓口について

ぞっ うっそぅ、実はホントゥ だったの です。

お役人は法の執行官といわれます。

全国のお役所に、ねこについてのご相談をしますと、多くの場合「古くから狂犬病予防法を執行していた保健所」のご担当が応対しているようです。

愛護動物の遺棄犯罪や、野良ねこ排除目的の捕獲について、法令順守の適切な行政措置を教えて欲しいケースにしばしば出会います。

「えぇと、飼いねこについては……」「野良ねこについては……」…などなど、行政マンのそれなりのお考えを伝えられます。

動物愛護管理法では、一般の飼い主のほか所有者や占有者の分からないねこも「愛護動物」ですから、飼いねこと野良ねこを、行政マンのそれなりの判断で区別されると、相談する市民が混乱します。

古い時代には、狂犬病予防法に基づいて、既に撲滅されたともいわれる「狂犬病」を媒介する恐れのある犬を、獣医資格を持つお役人の「予防員」に指示された「予め知事に任命されている捕獲人」が、捕獲していました。

狂犬病予防法で行われていた、古くからの言い伝えを受け止めて、捕獲の行為や捕獲の道具を、今の時代のねこにも適用して準備している自治体もなくなっていません。

「生活迷惑苦情による公益サービスの一環」などといっても、法の適切な執行ではありません。ねこは動物愛護法の「愛護動物」です。

動物愛護管理法の主務所管をお役所に置いていない結果、不適切な措置も行われてしまいますし、法令順守の適切な措置が行われない恐れもあります。

大都市近郊の自治体に、動物愛護主務所管の有無をお尋ねしたところ、次のようなお返事でした。

『家庭動物の飼養等に関する相談窓口を保健センターに設けており、相談内容により関係部署との連絡調整を図りながら、問題解決に努めている。』

この自治体の考えと、法令順守という市民の考え方の間に、大きな行き違いがありました。

自治体は動物愛護管理法の中の『動物の所有者又は占有者の責務等』の項目だけに関係する『家庭動物の飼養等』に係わる基準を、すべての愛護動物にあてはめようとしました。

その結果、所有者や占有者のいるのかいないのか分からない場合のねこや、そのほかの愛護動物に対しての専門的な所管が置かれていないことになってしまいます。

家庭動物の飼養等に限る相談窓口の保健センターを、動物愛護法の愛護動物すべての「主務所管」とする際に、この法律全部をカバーできません。

ねこに限らず、所有者や占有者の分からない愛護動物も含めた、すべてに係る法令全体の施策が行いにくくなり、産業・展示・実験動物のほか、動物取扱業までも法の目から逃れてしまいます。

動物遺棄や動物殺傷犯罪の執行も困難です。

法を適切に執行し、このような事態にならないことを目指して、動物愛護管理法「改正・新法」が公布されました。2頁へ…

※この頁の内容は、地域ねこブログ、どうぶつネットニュース（メールマガジン）ほか、ねこだすけホームページからリンク。

写真：ねこだすけチームメンバー　ねこたちの健康や福祉を守り、小さな命の擁護に努める人々の思いや行いを守りかばうことも、行政執行官の法令順守の行いであることに、国の所管は気付いています。「野良ねこを外で飼うな!!」「お家に連れ帰れ!!」「引取ったねこも致死処分する!!」など、法令順守とかけはなれた行政指導が、人の生活権利を侵しています。（9頁に関連情報）

動物の法律「改正新法」と地域ねこプラン

動物愛護管理法・改正新法が、平成１７年６月に公布されました。

公布から１年以内に施行されます。

●遺棄犯罪　　罰金 **５０** 万円
●衰弱虐待犯罪　罰金 **５０** 万円 に、改正

※その他、登録を受けない動物取扱業　罰金３０万円など、
詳しくは…（ねこだすけホームページからリンク）
http://awn.adzoo.jp/awn/qa/qa_sinho_kof.html

お役所の動物担当について、改正新法は…

今までの法律になかった、「基本指針等」の項目が立法の精神に基づいて新たに決められました。

●国の主務所管、つまり環境大臣が「動物愛護の施策を総合的に進める指針」を必ず定めます。
⬇
●都道府県は国の指針などを所管の区域で行うために、「動物愛護管理推進計画」を必ず定めます。**（注1）**
⬇
●都道府県が「動物愛護管理推進計画」を定めるか変更する時、所管内の関係市町村は必ず意見を聴かれます。
⬇

所管内の関係市町村は、今までも私たちが問い合せをしていたご近所のお役所です。

今までのお役所は「愛護動物主務所管」を置かないままでも問い合わせに応じていました。

お役所は法律を行うところです。都道府県から、動物愛護の意見を聴かれる市町村に、動物愛護管理法に精通した担当がいないとき、法律を行えなくなります。

これからは、お役所が法律を行うとき、立法の精神に基づいた愛護動物所管を置かなくてはいけなくなります。

（注1）東京都では３０の具体的なプランで「動物愛護推進総合基本計画・ハルスプラン」を策定。プラン1は、都による市区町村の動物愛護推進事業の支援。プラン2は、飼い主のいない猫との共生支援事業の普及推進。

動物愛護管理法や狂犬病予防法の一部の法令項目だけを慣例で行い、飼い主のいるペットのねこだけの施策しか持たなかった市区町村でも、これからは所有者や占有者の判明していないねこについての、法令順守の施策を持つことになります。

改正新法では、所有者や占有者の判明していないねこをこれ以上発生させない目的も併せて、動物取扱業を届出制から登録制にし、登録しない時の罰則やそのほかの罰則を決めました。

5年前の法改正のとき、主にねこの繁殖愛好家向けのメディアと法令順守の考えについて意見を交換しました。

施設規模の大小を問わず、ねこを生ませて人に譲る行為を繰り返し続ける「小規模ブリーダー」が、「動物取扱業」になるのかどうかについてでした。

法律に「施設規模」と記述していたので、『店舗や特別の施設を持たない小規模のときは、取扱業の届出はいらない。』とメディアが報じました。

改正新法は取扱業の範囲を分かりやすくし、届出制を登録制にしました。

生まれたねこを売るばかりでなく、取次ぎ、代理、保管のほか、貸出し、訓練、展示、触れ合い陳列などやそのほかについても施設に関係なく、登録しない取扱業は罰金刑になります。

平成12年に動官法の改正されたとき、国会が「おおむね5年をメドに、次の6項目を検討しなさい。」と決めましたので、今回の改正新法が公布されました。

今回の検討項目には動物取扱業の項目ほか、※罰則の対象となる、衰弱虐待と殺傷の定義の見直しの検討。※愛護動物の範囲の見直しの検討。※動物の取扱いや情報公開について、動物の適正な飼養の推進の視点から検討、なども含まれていました。これら残りの項目についての検討が、国民に分かりやすく改正新法に盛り込まれたのかどうか？その判断に苦しむ人々も多いと思われます。

遺棄や衰弱虐待の罰則は強くなりました。今まではその犯罪執行の所管も極めてあいまいでしたので、地域の皆さまに「捨てねこ犯罪」を適切に伝えながら、犯罪の抑止に努める行動も「地域ねこプラン」をすすめる住民の役割になっていました。

これからは、お役所の所管も率先して犯罪抑止に立ち向かい易くなります。

命あるねこや犬との共生に心配りするすべての人々が、「終生の適正な飼養」「飼えないときの繁殖制限」「捨てるな」「逃がすな」「殺すな虐めるな苦しめるな」に努めることも今までと同じです。

動物愛護法の立法の精神では、「動物が命ある」としていますから、動物が命あると思い行う国民の活動も、また同じように「守りかばわれ」ます。

しかし、残念ですが、動物が一義的に命あると考え、その健康や福祉を図り擁護する国民の思いや行いを積極的に進めるための根拠法「動物基本法」は我が国にありません。

まだまだ動物が「人の離脱有体物」とする意味合いの強い改正新法ですが、「動物が命ある」とする「法の精神」も残っています。わずかに残された「法の精神」をよりどころにしながら、地域ねこプランが進められています。

改正新法も、施行されてから5年をメドに見直されます。

改正新法のポイント

●改正新法の施行は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日。

●基本指針と動物愛護管理推進計画
・環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めます。
・都道府県は基本指針に即して、動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定めます。

●動物取扱業の適正化
・届出制を登録制に移行。悪質業者に対する登録及び更新の拒否、登録の取消し及び業務停止の命令措置。
・登録動物取扱業者の氏名、登録番号等を記した標識の掲示義務。
・事業所ごとに「動物取扱責任者」の選任義務。
・「動物取扱責任者」に、都道府県知事等が行う研修の受講義務。
・動物取扱業に、施設を持たない業や、動物との触れ合いの機会の提供を追加。
・動物の管理方法等に関して、鳴き声や臭い等の生活環境の保全上の支障を防止するための基準の遵守義務。

●個体識別措置及び特定動物の飼養等規制の全国一律化
・特定動物の個体識別措置義務
・動物の所有者を明らかにするための努力規定措置の具体的内容を環境大臣が定める。
・特定動物による危害等防止を図るため、飼養又は保管について全国一律規制（許可制）の導入。

●動物を科学上の利用に供する場合の規定を、「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする」に改定。

●学校等における動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進するため、教育活動等の場所の例に、「学校、地域、家庭等」と明記。

●「動物に起因する感染性の疾病の予防のために必要な注意を払うよう努めること」を追加。

●都道府県知事等が実施する犬又はねこの引取りについて、「動物の愛護を目的とする団体」が委託先になりうることを明記。

●動物取扱業の登録制への移行、特定動物の飼養等規制の全国一律化等に伴う罰則など。
・未登録取扱業は罰金30万円などやそのほか。
・愛護動物衰弱虐待と遺棄罰金を50万円に強化。

●改正新法の施行後5年を目途として、必要に応じて所要の措置を講ずる旨の検討条項が設けられました。

AWN　アニマルウエルフェア連絡会　トピックス

Animal Welfare Net.　　平成17年6月

法見直しのお願いのほか、主に下記のような事態に、疑義教示のお願いや改善のお願いをしました。

●所有者や占有者の不明な愛護動物排除を目的に、犬ねこ捕獲用具を市民に貸与する自治体があります。

●動物愛護団体などと自治体職員有志が、愛護動物対策の協議を行っているにもかかわらず、自治体には動物愛護法に係る、愛護動物主務所管の置かれていない事態が多数あります。

●県などが、動物排除あるいは駆除の措置を行っているにもかかわらず、係る法令などを所管する部署の置かれていない事態が多数あります。

●企業の社会的責任に係る、コーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティ（CSR）事業部などが、動物に係る法令順守を認識しないままで企業運営する事態が多数あります。
※企業管理施設からの動物の排除や駆除のほか、犬を広告媒体に使用する企業の、鑑札や済票を装着しない事態、メディアに動物を出演させる際の不適切な態様などやそのほか。

●マスコミやジャーナリストなどが、動物に係る法令順守に理解の薄い事態が多数あります。尚、緊密な情報交換の後、理解の得られるケースもあります。議会議員などにも類似のケースがあります。

疑義教示のお願いや、改善のお願いのサンプルレター・サインオンレター・お願い文書など、例えば条例や措置要綱のご参考や、動物愛護法改正新法についてなどやそのほかのもくじホームページです。
「ダウンロード目次」サイト　http://www.dobutu.net/awn_pf_mokuji.html
「Q&Aもくじ」サイト　http://www.dobutu.net/awn_qa_mkuji.html

トピックスの詳しい内容や、メールマガジンの配信登録は… **www.dobutu.net**

地域ねこプランがすすんでいます。

ねこの保護・譲渡活動や、ＴＮＲプログラム [保護・捕獲(Ｔ=トラップ)・不妊去勢手術(Ｎ=ニューター)・返還(Ｒ=リターン)] の合間をぬう限られた時間の中で、一歩すすめた「地域ねこプラン」の普及や啓発が行われます。

ねこと犬と、公園サポーター　地域ねこプランがきっかけでした。地域の官民協働プロジェクトが平成17年初頭に発足し拡大継続中。（写真上／最終の打ち合せを新宿区の町内会館で・平成16年12月）

官民協働の地域ねこ事業について、関西の行政マンの視察とミーティングにねこだすけも参加。

ねこと犬と公園サポーターをバックアップする新宿区職員がご案内。（2月・写真左／東京新宿区内）

東京中央区保健所主催。「地域の猫問題を考える集い（平成17年1月16日・写真下）」にねこだすけも講師として参加。

町会の住民から持ち上がった、ねこと環境保全をテーマに、町会組織がどのように関わったのか？などの体験談。地域ねこプラン実践のご苦労のその前には、やはり人と人との関係づくりでした。

「中央区動物愛護懇談会の提言」は、中央区のホームページからリンクしています。

又は、http://nyanko.circle.ne.jp/cn/index.htmlの「東京：中央区トピックス」からリンク…

南親睦猫の会／町会の地域ねこ組織。町会の方々とミーティングに参加。手術のためのねこの捕まえ方や、用具の使い方などを伝達。（2月16日・高田馬

イベント西河原／こまえ地域ねこの会　狛江市西河原公民館で、パネル展示、地域猫クイズ、相談など。（2月26～27日）

動物愛護を推進する会　第7回セミナー「ノラ猫問題」地域猫で苦情ゼロ作戦！ふん、ごみ、トラブル…のら猫から人の輪広げる"地域猫"へ（写真下／大阪高槻市・2月27日）講演＆パネル展示をNPOねこだすけ　動物愛護を推進する会ホームページは…
http://www.ric.hi-ho.ne.jp/dassk/

飼い主のいない猫対策セミナー　人と動物が共生できる住みよいやさしい街をめざして、世田谷保健所主催。講師はチームSLP（写真下／右から2人目田矢さん）、ねこだすけほか。ホームページ・世田谷保健所は… http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/hokenjo/index.html
チームSLPは…http://www.alles.or.jp/~abiy/

タウンミーティング　一人暮らしの高齢者によるエサやり（猫が増えている）を発端に猫の問題だけでなく福祉の面からサポートすることも必要等、様々な課題をかかえたケースの対策について意見交換。

狛江市、あいとぴあセンターにて。参加は、町会役員、NPOねこだすけ、狛江市健康課と福祉課、動物愛護相談センター、狛江地域ねこの会。（3月22日／写真右上はにゃんセミにパネラー参加の狛江地域ねこの会・野木さん）

いのちの大切さを教える　こまえ地域ねこの会は市内の保育園で「野良猫はなぜいるの?」から「地域ねこ」を歌や踊り、劇を交えて楽しく伝えました。（3月23日）

※写真右は、昨年9月、同会の少年少女体験教室、地域ねこの現場で。

こまえ地域ねこの会ホームページは… **http://nyanko.circle.ne.jp/cn/kme/index.html**

お役所と打ち合わせ　地域ねこプランは、住民もお役所も、同じ目的を目指す協働プログラム。

県や（写真下の左）や市（写真下の右）、議会議員さんとのお話し合い。地域ねこチーム・ねこだすけ市川の中川さん（写真の女性／5月9日）

地域ねこプランの普及啓発用パンフレットについて打ち合わせ。ねこだすけの東京都動物愛護推進員1名も参加。（5月12日・31日／都内特別区保健所で）

協働作業　人と動物との適切な関係づくりや地域ねこプランをすすめるため、野良ねこ対策相談会、地域ねこセミナーなどの開催に向けた打ち合わせ。（6月2日／都内特別区保健所と）

※新宿区のパンフレット「いざという時に災害から動物を守るために」（写真左・平成17年3月発行）には、ねこだすけのイラストレーション版権を使用。

イラストレーション© 中澤祥子

県と意見交換会　ねこだすけ市川と地域ねこチームや、社会人になった学生チームOGも参加。県の方針などと、地域ねこの実態などについて、終始おだやかななかにも熱く情報交換。（写真右・写真下は千葉県庁前で／6月14日）

地域ねこの現場と、隣接地域の活動の実態をお役所の担当に報告し対策を協議。現地の地域ねこボランティアさんとこれからについてのお話し合いも。（6月21日・習志野市ほか）

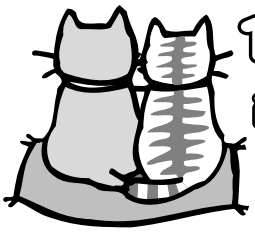

1st にゃんにゃんセミナー in Tokyo West

ねこだすけ地域ねこチーム・WEST
都会での動物の飼育を考える会
動物愛護推進員　三輪さん

★東京都内各区では、各区で猫に対する行政の取り組みが、微妙に違います。

区界が入り交じってる地域も数多くあります。そこで大きなくくりの一つとして、東京都西部地区を対象に考えてみようと試み「地域ねこの会　WEST」を立ち上げました。

★4月24日　東京中野区の地域センターにて、にゃんにゃんセミナーin Tokyo Westを開催しました。

★「地域ねこ」「飼い主のいない猫との共生」なんとなく言葉では解っています。最近この言葉ばかり先行しているように感じられましたので、一度基本から考えてみようと思いました。

パネル展示、資料配布、パネラーに東京都、都内特別区、サポート団体、現地ボランティアの方々にお願いし、各立場からの取り組みへの考えや、サポート内容、ポイントなどを解りやすく教えていただきました。

★思いの外、色々な区民の方の参加がありアンケートなどにも協力していただきました。質疑応答の時間もとれ、活動に対し理解が深まったのではないかと思います。（写真上が三輪さん、左は会場）

※11頁にアンケート集計結果の一部を掲載。

セミナー計画（予告）　**テーマ／動物愛護管理法・改正新法と地域ねこ（仮）**
主催：こまえ地域ねこの会／東京狛江市／9月上旬の土日を予定／告知はホームページで…

地域ねこプランをすすめるための裏方さん

ねこだすけの、ゆかいなヘルパーさん ①

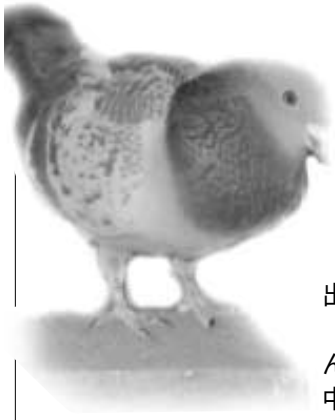

すいません、ネコではなく“ハト”です。

我家のネコの時もそうでしたが、出会いはまさに突然でした…

目の前に、片羽がぶらんぶらんのドバトが歩いていたら世の中のヒトはいったいどうするのでしょうか。（見なかった事にする）私自身も一瞬、この考えが浮かびましたが、（いのちにやさしいまちづくり）をスローガンに、ねこだすけ事務所のお手伝いをし、また、かつては動物看護士として、ハトを看取った経験が邪魔をしてかつ、最大の弱点として（好奇心）が抑えきれず、同じボランティア仲間に携帯で相談もしつつ、結局必死で捕まえて、近所の動物病院へ連れて行ってしまいました…

そこの病院では、同じ区内の鳥専門病院を紹介して下さったのでさっそく、安心をして電話をしてみました。すると、そこでさらに野生動物をボランティアで診ている病院を紹介されて、電車で片道1時間30分以上かけて病院へ向かいました。

結局ハトは、何らかの理由で羽をケガして、既に羽が壊死しかけていたため、スグに（断翼）しなければならなくなりました。

退院の日、ハトの飼い方を教わりましたが、我家にネコが3匹いることを告げると、ドクターは深い溜息をつきながら「また病院に来ることが無いように。」と少し怒っていた様子でした。まぁ、そのとおりですけど、ね。

そのおよそ1年半後、まさに同じような状況に再び出会いました。

ナントいう偶然?!迷わず、前回の病院に2時間くらいかけて向かいました。今回のハトくん、片翼が骨折していた形跡がありましたが、そのままくっついてしまっていました。上手く飛べないためか、エサを探せないようで激ヤセ中…。

抗生剤及び栄養剤をもらい、またまた家に連れて帰ることとなりました。それから何ヶ月か経ちましたが、今だにゼンゼン飛べない（飛ばない？）様子です…

動物愛護法の（愛護動物）に（イエバト）があります。我家の2羽のドバティーズ（※ドバト複数形？）について調べてみると、その昔、ネコと同じように、恐らくはエジプトあたりがこの地域に生息する（カワラバト）を改良して家畜化（鳥の場合は家禽化）したようで、野鳥という分類になっていません。

カワラバト→イエバト→伝書鳩、レース鳩、軍用鳩、食用鳩、鑑賞鳩等ヒトは様々な用途に使ってきたのです。歴史上も古くは、あの（ノアの箱舟）にも乗っています。

靖国神社には軍用犬、軍馬とともに軍鳩もまつられているそうです。

東京都では年間500件以上、ハトに関する苦情が寄せられているそうです。その大部分は（マンションのベンダ等に住み着いたハトのフン害）、（他のヒトがハトにエサを与える）ことに関するものです。

ん？、どこかでこの話しさんざん聞いた事があるような気がしますよね。

これに対する対策として都では（ハトにエサを与えないで！！）キャンペーンを実施中です。実際、広島では効果があったという報告書が載っています。

本年1月22日からの1年間、都立上野恩賜公園で実施中で、ハトの生息数を定期的に調査しているそうです。また、増えすぎたハトの被害は全国規模で、都内では年間千羽、全国で10万羽駆除されているとのことです。

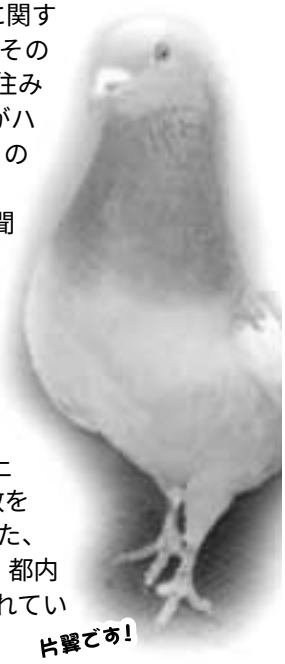

あるテレビの情報番組でさっそくハトの問題を取り上げていました。

見ると、スタジオに大きめなハト小屋を持って来て中にドバトを10羽ほど入れてあります…。すると、（半日過ぎると床がフンだらけになってしまいます！）と説明しました。

次に取材した獣医師が（ハトのフンを吸うと怖いのはクリプトコッカスです）と。ここでハトに関する情報は終わりでした…。ナンなんでしょう？？？

余談ですが、この病気、日和見感染症で、通常の健康なヒトにはほとんど関係ないのです。

ハトのフンは片付ければいいのですし、正しい片付け方などの説明のほうがはるかに大事だと思うのですが…

さて、我家のドバティーズ、どうやらオス同士のようで、お互いの気配を感じるだけで（ブーブーブーブー）大騒ぎです。我家はマンションのため、毎日この騒がしさに（いのちがちぢむ）思いです（泣）。マンション規約にはハッキリと（許可ペットに、鳩・鶏除く）と書かれています。

愛護法の（生命尊重）（適正飼養）（動物とヒトとのより良い関係）の理念を実践するには、個人レベルの目の前の問題（※すいません、ハトのことです）に限って言いますと、“言うはやすし”です…。

最も身近な動物であるハトについて、考えられる機会があったことを活かせるように、これからも日々様々な問題についても考えて行きたいです…。

（はとヘルパー？ コバヤシさん）

ある朝雨の中、どこからかミャーミャーと鳴く声が…、と思ったら車の下から小さな子猫が「餌くれー！」と絶叫して近付いて来ました。

近所の野良猫はみんな避妊去勢手術をしているので、野良の子という事は到底ありえない。ほぼ捨て猫に間違いありませんでした。

さて、もし捨て猫なら再犯を防ぐ為にどうするか!?まずは両隣りのお宅に捨てた人を見かけていないか尋ね、事情も説明しました。

「何かあったら協力しますよ。」とその言葉だけでも近所の方はありがたいと感じました。私は実際に遺棄現場を目撃してはおらず、箱に入っていたのでもないので、証拠はありませんが、警察にパトロールということで通報しお願いしました。

近くの場所に貼り紙もしました。（写真上）また、区の保健所にも報告をしています。

「目撃情報をお寄せ下さい
この付近で置き去りにされた猫について
愛護動物遺棄（捨て猫犯罪）の疑いにより
警察に通報しています。
遺棄現場を目撃した方は、警察に情報を
お寄せ下さい。
この地域の管轄は〇〇警察署です。」

隣町でもマンションの敷地内に捨て猫がありました。同じ貼り紙を管理人さんに差し上げて、警察のパトロールもお願いするようにアドバイスしました。

地域の目、行政の協力、どんな犯罪も力を併せて追放したいです。

にゃんにゃんセミナーに講師で参加中
チームねこだすけ・墨田地域ねこの会
動物愛護推進員
庄司さん

長い間、ねこだすけのヘルパーというよりは、パーティ要員として大活躍（？）していたわたし。

今年の頭ぐらいから、ときどき事務所にお邪魔して、ご支援を頂いた方へお礼状などのデスクワークをしています。

改めて多くの方々に支えられているんだなあと思う今日この頃です。

先輩ヘルパーさんはご相談の電話と格闘していたりして、ヘルパーさんもご相談者さんも、ほんとに真剣そのもので1時間ぐらいかけてじっくりお話し合い、なんてこともよくあります。

私などかたわらで聞き入っているだけで、目がテン、しっぽ巻いちゃってます。

皆さんのお話を聞きながら、少しでも成長できればと思っています。

（ヘルパーたかしまさん・上の写真中央手前／左隣は6頁のはとヘルパー？コバヤシさん）

●昨年末、第一回日本動物愛護賞（誠文堂新光社）にエントリーしました。NPOねこだすけなどの3団体に選考委員会特別賞が授与されました。すてきな楯と賞金も…。
●ねこや動物を愛おしむ大勢の皆さまに、一同心より御礼申し上げます。

左のタヌキと右のキツネが、
昨年の祭りのどぶろく2合を盗んで
飲み干しました。別々に飲んだものの、
けもの道が一緒だったのでしょう。
同じ場所で泥酔し、眠っています。

1993年の新聞記事より
どぶろく祭りで有名な地方の村で…

●デスクワークヘルパーさんは、ほぼ週一度（最近は毎週火曜日）のシフトで、お勤め帰りの夕方から深夜までお手伝い。お夜食タイムには、社会の不適切な愛護動物事情などへ怒りや鬱憤も。はずむ会話は法律問答や、ワールドワイドな動物談義まで。とてもゆかいなお仲間です。どうぞご一緒ください……。

地域ねこプランをすすめるための裏方さん　ほんねをいいたいけど、電話じゃいえないヘルパーさん ②

下の点線内をそのまま電話で話すと…、
"わたしにはそんなことできません。"ガチャン!!、と切られそうです。

電話口では、なるべくやさしく、誤解のないように、
うまくお伝えするように、心掛けてはいるのですが……

今、できることを、できる範囲で、無理をしないで、どなたかが……
ねこの問題は、ねこのそばにいるどなたかの、ほんの少しの勇気で解決します。

不幸なねこがここにいるのに、すぐ拾いにも来ないで、アナタたちなにやってんの!!…という電話は、さすがに少なくなりました。

ご相談から、特に多いものをおさらいしてみました。

1.手術をしたいけれど猫がつかまらない。
2.近所の方々に理解してもらえない。
3.家族が反対なので内緒でやっている。
4.不妊、去勢手術の費用が負担だ。
5.担当行政に協力してもらえない。

1.捕まらない猫を捕まえられるプロテクションケージ（トラップケージ）をお貸し出しします。お申し込み用紙をお届けします。本部にファックスをお送りください。捕まえ方の説明をいたします。きっと捕まります。**（※注　トラップの貸し出しにはルールがあります。事前にお問い合わせください。）**

2.ご近所に理解していただけない理由が何なのか、もう一度見直します。
　散らかる餌の苦情、糞尿の問題、不妊手術の済んでいない猫がいないか、また意外と多いのが猫以外の小さなトラブルが積み重なって一番文句の言いやすい猫がターゲットになっていることです。
　理由がわかると解決に近付きます。まず根本原因を見つけだし、適切な対応策を取ればすべて解決可能です。必ずご理解が得られます。

3.地域の環境問題に取り組む活動です。誇りを持ってご家族にお話しします。ご家族のご理解は、他の方々のご理解のスタートです。

4.東京を中心とする近県には「不幸な犬猫をなくすネットワーク」という組織があります。不妊去勢手術の獣医さんをネットワークされた、素晴らしいグループです。電話03-5686-2612（テープでお申し込み方法を案内。）
　地方の方からも獣医さんのご相談は多いです。皆さんがよくなさっていることは、電話帳から一軒ずつ病院にお電話をしご相談してみるという方法です。
　手術費用に助成を出している自治体や、地域ねこプランにご理解を示す自治体もありますので、行政の担当部署に問い合わせをしてみます。

　お友達にカンパをお願いする、さらに進んでご近所の方などに簡単なチラシを持参し、ご寄付やフリマへの不要品寄贈をお願いしてみます。
　ご寄付が集まればありがたいのもさることながら、一番の効果は周りの方々に活動を知っていただけることです。
　なにごとも告知なくしては、知っていただけません。きちんとお話しするだけでも、こういう活動についての広報効果は大きいです。

5.行政関係のご相談もとても多いですが、そのほとんどは行政担当者、ご相談者双方の知識不足によるものと思われます。
　まず動物愛護法と狂犬病予防法の2つを読みます。必要なのは何条なのか、例えば罰則は○○条など、その数字を暗記するほど覚えるとよいでしょう。
　動物関連法はいろいろとありますが、最低この2つの法律には目を通し、行政とお話し合いなどなさる場合は事前にしっかりと適切な知識を身につけておきます。

　それともう一つ。話のなかなか通じない行政マン、猫に苦情を言う方、いずれの方々も「行政の人」「猫が嫌いな人」である以前に「一人の人」ということを忘れません。
　一人の人間としてまず尊重し、信頼関係を築こうという気持ちをもつことが何よりも大事なことと思います。

　文字にするとお説教じみて大変恐縮です。本部ボランティアも頭では理解していながら、なかなか上手にお伝えする方法についていけず、毎日四苦八苦しております。一同頑張ります。

不幸なねこに出会ったとき、どうすればいいの？
きっかけづくりのペーパー資料「ねこファクトシート」あります。

●ファクトシート
市販の2穴ファイルに、発行済みシートほかの綴り込み。
送料税込1冊1000円。

お知らせ **ファクトシートをご利用のねこだすけ会員の皆さまへ。**
7～8月度郵送のニュース26号に新しい項目などを同封しました。
未着の際には大変お手数ですがご購入年月などをお知らせください。郵送いたします。

http://www.nekodasuke.net/fact_pfindex.html

地域ねこプランをすすめるための裏方さん　いつもご意見いっぱいのヘルパーさん ③

数十頭単位で不幸なねこをたくさんかかえ、ねこの一生涯の命と健康と福祉に努めているヘルパーが大勢です。成ねこは譲り渡し先もままならず、ねこにも人にも厳しい毎日が続くのに、またまた言われる「引き取れ」と…。

動物愛護管理法・改正新法は、犬及びねこの引取りについて「都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする公益法人その他の者に犬又はねこの引取りを委託することができる。」の（公益法人）を（団体）に変えた。

- ●国は引き取るねこの定義（解釈）を「飼い主の終生飼養の責務に反し、やむを得ない事態としての所有権の放棄に伴う緊急避難措置」としている。
- ●以前から法律では飼い主や取り扱う者に、ねこの一生涯の適正な飼育(終生飼養)の保証、飼えないときの繁殖制限(不妊去勢)、捨てねこ禁止(遺棄犯罪)を決めている。法令順守を厳しく行うと引き取られるねこはいない筈。この法律を国民に行わせるのも役所の努め。
- ●役所は、法令順守を過去数十年間も国民に行わせていない。その上で引き取り申請されるねこを、いとも容易に引き取って殺している。
- ●昭和50年、国は全国の役所に次の通知をした。引き取ったねこ（犬も）には、「飼養の継続、飼養希望者又は所有者の発見に努める等できるだけ生存の機会を与えるようにすること。」
- ●昭和25年、狂犬病撲滅目的の法に従って、致死処分施設を全国一斉に作った時のように、昭和50年の通知に従う役所は致死処分施設を変えてアニマルシェルターを持てたが、持った役所はない。
- ●ねこの一生涯の生存保証の対価に、実業界は多額の費用を算出している。（※欄外に注釈）

そこで、意見です。団体などに、ねこの引き取りを依託するまえに、役所は最低限次の措置を行い、整えてください。

1.ねこの所有者や占有者（飼い主や取り扱うすべて）に、終生飼養・繁殖制限・遺棄違反の、強い行政措置を行ってください。（適正飼養の措置もお忘れなく。）

2.国の通知に従った「生存の機会を与える」ための設備や機能の行政措置を整えてください。

1.や2.の行われ整う時、民間団体のみならず、国民からの支援を求めながら、ねこの譲り渡しや終生飼養の機会づくりに、お役所のためのお手伝いもできます。

引き取られるねこをなくす措置を行わないで、そのようなねこを増やし続け、安易に引き取ったねこを殺す仕組みだけのお役所が、引き取り業務だけを民間に依託しても「生存の機会を与えた」といえません!!

●1.や2.が行われず、整わず、命ある動物すべに係る基本法のない今の社会で、ねこの一生涯に渡る命の保証を、限られた国民や団体に法律で強く求めることは、応じる国民のさまざまな自由や権利を大きく侵害します。

（※注釈）近年の実業界には、やむを得ない事態で飼えないねこの終生飼養の保証を、1頭あたり数百万円単位で請け負う事業もある。

ねこの排除事業計画は改善されましたが、お役所指導の不思議?!

- ●役所がねこの駆除や排除用オリを持てる不思議
- ●そのオリを、ねこ排除の市民に貸し出す不思議
- ●役所が、迷惑苦情を起こすねこを出さないための法令順守を、数十年間も行っていない不思議
- ●役所が、オリに捕まったねこを苦しませ弱らせ傷つけ、捨てるなどの罪人作りに手を貸す不思議
- ●「やむを得ない事態の所有権の放棄に伴う緊急避難」的な引き取り申請ではないのに、役所がねこを引き取る不思議
- ●このようなねこを、お家に連れ帰えらせる指導が、1頭につき数百万円もの、人の財産権利侵害になるということに気付かない役所の不思議（※欄外に注釈）

○生活迷惑被害苦情へ、ねこの排除や駆除に変る対処方法があります。
○見た目にも麗しく改良されたねこのペットブームが栄えています。野良ねこの新しい譲り渡し先は、役所が思うほど容易く見つかりません。
○野良ねこを譲り渡すために、数カ月から数年もの擦り込み介護と躾トレーニングを行います。役所にその方法も施設や設備もありません。
○野良ねこは外で飼われているねこではありません。所有者や占有者のいない愛護動物です。

地域ねこプランの浸透をうけた東京都は、「飼い主のいない猫との共生をめざす街ガイドブック／本文39頁」を作り、ホームページで公開しています。(下のURLよりダウンロード)

ねこだすけでも、全国のヘルパーさんにお願いし、ホームページのダウンロードを冊子にしていただきました。「東京都・ガイドブック希望」として申し付けください。先着順に残部数まで郵送いたします。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/eisei/d_animal/nekogaid.html

引き取り申請されそうな、また人が見捨てたねこや犬のお世話をしているうち、大変なことになりました。

詳しくは下のホームページで事情にご理解をいただいた上ご連絡ください。

こちらから、手助けの方法をお知らせいたします。

www.saruko-iori.net
さるこの庵

地域ねこプランをすすめるために知っておきたいことがら…

チェックシート

ねこは、狂犬病予防法や動物愛護管理法などに、
その所有者や占有者の果たす役割が、強く厳しく決められている犬と少しだけ違います。

不幸なねこをなくすために、どこでもどなたでも何かができます。
　お家に連れ帰りたいけど連れ帰れないのは、個人も愛護団体といわれる組織も同じです。

どうしても連れ帰らなければいけないと思い始めたとき、まずその前に二度とそのようなねこを生み出さないことを考えて行います。

●お役所になぜそのようなねこを生み出してしまったのかを聞いてみますと「飼い主や取り扱う人たちへの指導不足の解消に努めている」などの答えです。

●環境保全と野良ねこは、限られた地域の毎日の問題です。　地域の中で、お役所にもお願いしながら、飼い主さんや取り扱う人たちへの指導の徹底を一緒に行います。
　このことを、**所管との合意形成**といっています。

●お役所と一緒に同じ目的の何かを行いはじめるとき、野良ねこへ不妊や去勢手術の必要なことについて、地域住民の理解も得られます。
　このことを、**住民との合意形成**といっています。

●地域の住民に、地域ねこプランとねこの飼い方指導の知れ渡るとき、場合によっては新しい飼い主さんに出会うことも可能になります。

●新しい飼い主さんや取り扱う人たちから、再び不幸なねこを出さないためにも、野良ねこのいるところで地域ねこプランが行われています。

　「ねこファクトシート」から、地域ねこプランを始める前に知っておきたいことがらの「地域ねこプラン・チェックシート」の内容です。（※実際のファクトシートとは少し異なります。）

※チェックシート項目の全部が整っていなくても構いません。100箇所あれば100通りといわれる地域ねこプランの多くの方法のうち、どのような方法があてはまるかの目安です。

記入：平成　　年　　月　　日

記入者／地域の
または／地域外の

（注）地域の例／住民組織代表・住民・プランを実行する住民有志・ボランティア組織など　地域以外の例／有志・プランを実行する有志・ボランティア組織など

地域（所在地）：
着手の日：　　年　　月　　日（頃から）

ねこのおよその頭数：オス　　頭　メス　　頭
妊娠メス　　頭　仔ねこそのほか　　頭

地域ねこプランの実行にあたり‥‥

1.地域の愛護動物所管行政（　　市／区／町／村）との合意形成ができている。　いる　／　いない
そのほか（

2.地域を所管する警察や消防、その他の関連行政機関などとの合意形成ができている。
いる場合は名称（　　）
／　いない　そのほか（

3.地域の町会（班・部）あるいは商店街・管理組合など組織との合意形成ができている。
いる場合は名称（　　）／　いない
／そのほか（

4.地域の住民、あるいはプラン実行による受益者（注）との合意形成ができている。　いる　／　いない
そのほか（

（注）受益者とは、当プランの地域に出入りし、地域を利用する皆さまを含みます。

5.プランの実行を協働で支援する民間ボランティア組織などとの合意形成ができている。
いる場合は名称（　　）　／　いない
そのほか（

6.地域の住民（あるいは受益者）などのうち、当プラン実行の直接行動（注）の可能な住民がいる。
いる場合は人数（　　人）　／　いない
そのほか（

（注）直接行動とは主に「ねこの捕獲・繁殖制限手術の通院・手術後の返還と継続的な保護や管理」など

7.地域の住民（あるいは受益者）などのうち、当プラン実行の間接行動（注）のみ可能な住民がいる。
いる場合は人数（　　人）　／　いない
そのほか（

（注）間接行動とは主に「広報・普及啓発・資金物資支援・合意形成推進活動」など

8.地域の住民以外に、当プラン実行の直接行動（注）の可能な人がいる。　いる場合は人数（　　人）
／　いない　そのほか（

（注）直接行動とは主に「ねこの捕獲・繁殖制限手術の通院・手術後の返還と継続的な保護や管理」など

9.地域の住民以外に、当プラン実行の間接行動（注）のみ可能な人がいる。　いる場合は人数（　　人）
／　いない　そのほか（

（注）間接行動とは主に「広報・普及啓発・資金物資支援・合意形成推進活動」など

10.地域のねこの実態調査について（注）　終わった／　途中　／　これから　／　していない

（注）ねこの実態とは主に、オスメスの区別、仔ねこ、手術済み、などの合計頭数や外出自由飼いねこの頭数など

11.地域のねこの餌やりさんや、ねこの健康や福祉を思う人と、ねこからの迷惑侵害苦情を思う人たちのほか、地域の方々の実態調査について（注）　終わった／　途中　／　これから／していない

（注）地域の方々の実態とは、野良ねこ対策について住民の関心の度合いを知り、地域住民との合意形成成立を目的にする事前の情報収集

12.プラン実行に際して、地域住民の皆さまやそのほかなどから、改善事項や協議案件などの求められている場合、その具体的な内容。（注）

（注）生活侵害苦情の種類は、餌やるな、お家に連れ帰れ、外で飼うな、ふん尿、屋敷に入り込む、など。ねこの健康や福祉保持は、殺傷や遺棄の抑止など。

チェックシート項目の整っていない部分も含めて、これからどうすればよいのかなどを、地域ねこをすすめるボランティア組織などに相談するときから、地域ねこプランが始まっています。

地域ねこプランを知っていただくための、にゃんにゃんセミナー 1st.にゃんセミ in Tokyo West アンケート集計

※5頁の関連情報です。アンケート集計結果の一部

回答人数-13　回収率約4割　数字は回答数　複数選択回答項目含む　各々の項目中選択されなかった設問を割愛　住所の記入は任意

○居住地域　中野-**3**　杉並-**4**　板橋 千葉 世田谷 練馬 -**各1**

○このセミナーを何で知りましたか？

- ポスターなどの掲示を見て ---------- **1**
- 動物愛護の知り合いから知らされて ----- **3**
- 友人・知人などから知らされて --------- **4**
- 手紙や電話などで案内されて ---------- **2**
- インターネットメールや掲示板で -------- **2**
- セミナー運営グループの関係者 -------- **1**
- そのほか／・主催者からのDM -------- **1**

○展示パネルをご覧いただけましたか？

- 良く見た ---------- **5**
- 見た ---------- **6**
- 良く見ていない ---------- **1**

○陳列の配付資料をお持ち帰りいただきましたか？

- 持ち帰った ---------- **7**
- 一部を選んで持ち帰った ---------- **3**
- 持ち帰らない ---------- **1**

○おみやげをお持ち帰りいただきましたか？

- 持ち帰った ---------- **11**
- おみやげは、なくてもよい ---------- **2**
- おみやげは、あってもなくてもよい ------ **1**
- そのほか／・いつ配ったのか、おみやげを知らなかった

○地域ねこプランセミナーについて

- 開催に、意義がある ---------- **9**
- 開催を、続ける方がよい ---------- **8**
- 内容に、興味がある ---------- **4**
- そのほか／・地域行政の対応が遅れているので、町会や地域からの動員がもっと欲しい。

○地域ねこプランについて

- 地域ねこプランを、よく知らなかった --- **3**
- 地域ねこプランのあることを、知っていた -- **8**
- 地域ねこプランが、よく分かった ------ **3**
- 地域ねこプランが、分かりにくかった ---- **1**
- 地域ねこプランを、もっと詳しく知りたい -- **1**
- 地域ねこプランを、行った方がよい ------ **2**

○このセミナーの会場について

- 椅子席の方がよい ---------- **4**
- 椅子席と、テーブルもあった方がよい ----- **2**
- 床に座るのも仕方ない ---------- **4**
- 床に座らない方がよい ---------- **1**
- そのほか／・ぜいたくは言いません。

○ご意見などをご記入ください。

※ご記入いただいた6名の意見です。

- 私の区には地域ねこの組織がないようだ。設立して欲しい。ボランティアをしたいが、仕組みの作り方、人との巡り合い方で悩んでいる。
- 今後のセミナーの案内を是非お願いします。
- 実際に活動している人の話だったので、一歩一歩やっていけばできそうな気がした。
- このセミナーに、該当の地域行政の関わらないことに疑問。地域ネコ活動は住民のみならず行政サポートが必要と思う。今までもなかなか協力が得られず大変な思いをしてきた。
- 面白かった点（1）野良猫を家に連れ帰らされる事の弊害。（2）地域ねこ活動を、町会を経由することの効果の体験談。（3）区の助成金制度や、都の年間致死処分を半数に軽減する目標数値、これらの点は一般にもっとアピールすべき。猫を飼っている飼い主として、責任を再認識した。
- 地区の行政が非常に後ろ向きで、町会との連携も取り難い現状。今回の様なセミナーの告知を町会ベースで行い、もっと多くの参加を通し、地域への理解が得られて行けると良い。

書籍

猫は犬より働いた
須磨章著（柏書房・1800円）

ねこだすけの地域ねこプランも紹介されました。長時間のインタビュー取材などでは、とても親身な思いやりをいただきました。

幸せな**猫の育て方**
加藤由子著（大泉書店・1000円）

いつもの地域ねこプラン・にゃんにゃんセミナーや、突然のねこ苦情相談会にもご協力をいただいています。

JAPAN Neko-Dasuke NETWORK 2005 平成17年 7月 vol.26

ねこだすけへのお誘い

いのちにやさしいまちづくり
人と動物と、すてきな関係・・・

デスクワークの休憩時間、お夜食タイム。
愛護動物問答や、法律談義、国際情勢？も…。

パンフレットを郵送いたします。ご住所をお知らせください。

ねこだすけは動物と共生のできるまちづくりを目指します。1年間に100万匹以上ものねこが不幸に死んでいます。少しの手助けで不幸に死んでいくねこを少なくできます。

ボランティアさんやメンバーがそれぞれの立場で、ねこや動物に対して今できることをできる範囲で行い、次の世代が引き継いでくれることを願っています。ご自宅やお勤め先、ご近所などでねこや動物に心を動かされている皆さまにご参加をいただいています。

ねこの保護や・救済・通院などの他、ご相談などにもお応えしています。動物にやさしい風潮を大きくするためには、社会に影響力を持つあらゆる分野に働きかけをしながら協力を促しています。

ねこを快く思われない方々にもご協力をお願いし、地域ねこプランを進めます。保健所や行政などと共に、ねこや動物のための対策をします。超党派の議員のご協力やご支援をいただいています。大勢のドクターから手術治療などにご協力をいただいています。

ねこだすけは、ねこや動物に心を動かされている方、毎日どこかでねこと接している方、ねこを伴侶として生涯の家族にしている方々などのボランティアさんで運営されています。垣根の無い地域ねこ&どーぶつチームワークの大きなネットワークをつくっています。

ねこだすけは、動物を愛おしむ様々な立場の大勢の皆さまに支えられています。

いのちにやさしいまちづくりを目指して、ねこだすけの活動に賛同していただける皆さま、ぜひ会員になって支えてください。

小さな声を大きく強く!! 地域ねこネットワーク!!

ご支援、ご賛同をいただきますと…

ねこだすけニュースをお届けします。動物の擁護や福祉の普及啓発広報事業などをお知らせします。

会員種別	年会費	摘　要
A ジュニアパートナー	1,000円	高校生以下
B パートナー 3	3,000円	個　人
C パートナー 5	5,000円	個　人
D パートナー 7	7,000円	個　人
E サポーター	10,000円以上	個　人
F スポンサー	5,000円以上	法人・団体・企業
G ご寄付		年会費を除く随時

※NPO制度の構成員(例：会社などの社員に当たる)を正会員といい、A～Fはいづれも賛助会員です。種別は会費のご負担額をお選びいただけることを目的にしており、次年度より変更できます。

**※地域ねこプランが拡がっています。
どうぞ対策費カンパのご寄付をお願いいたします。**

●アクション会員やサポーター会員、パトロン制度などの区別はありません。　特別の場合を除き活動へのご参加は任意で、ご自由です。

入会お申込・お問い合せは…

電話・Fax.　03-3350-6440
（※IPフォンもご利用いただけます。）
郵送・宅配　〒160-0016 東京都新宿区信濃町10
NPO ねこだすけ
http://www.nekodasuke.net

郵便振替	口座番号　00130 - 9 - 362975 加入者名　ねこだすけ

振替用紙通信覧に下記点線内の必要事項をご記入ください。

お申し込み年月日：　お名前：　ご住所／郵便番号：　お電話番号：
Fax番号：　会員種別：　年会費：　円
※寄付金：　円
※ご寄付のある場合やご寄付のみの際にはご記入をお願いいたします。

ご入金確認日の前月までを会員年度(※**宛名シールに印字されている期日**)とさせていただきます。金融機関やATMをご利用の際には会員ご本人とお振込名の相違などで確認が困難な場合もありますので、お手数ですが事務整理の都合上Faxなどで別途のご連絡をお願いいたします。金融機関はみずほ銀行とさわやか信用金庫をご利用いただけます。**●会員年度の間違いや、このニュースが不適切に届けられた際にはご容赦ください。**

電話03-3350-6440はFax.併用です。スタッフシフトが不定期のため、ご相談日を除きファックス番号をご案内しています。お手数ですが、お名前・〒ご住所・お電話番号・できれば自動受信のFax.番号・お問い合わせ内容の概略をご記入の上ファクシミリ送信をお願いいたします。折り返しのご連絡には時間のかかる場合もありますが悪しからずご容赦ください。(※Eメールでのご相談受付シフトは整っていません。)

活動　地域ねこプランや、ねこの保護救済以外の活動内容

- ●動物愛護の普及や啓発
- ●動物の法令の普及啓発と実行の推進
- ●全国の愛護動物行政に対する適切な執行のお願い
- ●不適切な行政措置や慣行による違法措置などの改廃
- ●緊急災害時、動物救済要綱などの制定推進
- ●不適切に飼養される動物の改善
- ●生物多様性に関する動物の保全
- ●不適切な動物愛護風潮の抑止
- ●動物擁護の普及
- ●動物福祉の推進
- ●動物愛護普及啓発イベントの開催
- ●動物ネットワークの推進
- ●学習会や相談会
- ●ねこの譲渡・飼い方相談
- ●チームや支部などの支援　ほか

お知らせとお願い

地域ねこプランの推進や、動物愛護活動に限ってお使いいただける、プロテクションケージ（トラップケージ・直輸入保護用かご）の貸出について…。（平成16年より）

●貸出費用はかかりませんが、送料をご負担ください。

●貸出期間を定めました。

●規定の貸出申し込み書式がありますので、詳しくはお問い合わせください。

貸出中の皆さまへ

●貸出期間は1か月以内です。

●期間を超える際には、1度返却してください。点検整備を行います。（但し、地域ねこ計画チームへの配備品扱いを除きます。点検整備の必要な際にはご連絡ください。）

●貸出、配備とも又貸しをしないでください。その都度必ず規定の貸出申込書を記入してください。（使う態様により、危険な猟具にもなります。所在を明確にするためです。）

●貸出・配備共、既に1か月を超える場合には、トラップ管理番号と使用報告書を至急通知してください。（最近、番号通知などをされた方を除きます。）

動物保護目的の地域ねこプランに限り保持できるキャッツ・プロテクションケージ（トラップケージ・直輸入保護用かご）の頒布について…

動物愛護に理解の有る企業家の任意団体(APL)に協力を求めながら、ねこだすけを窓口に頒布申し込み受付やお届け先の確認作業を行い、規定の書式で申し込まれた方に限り、APLから直接お買い求めいただける仕組みをとっています。詳しくは、お問い合わせください。

●頒布お申込みの規定書式請求は、地域ねこプラングループ名などを記入の上Fax.03-3350-6440 まで。

Animal Protection League